やまなし県民文化祭地域フェスティバル開催規程

(総 則)

第1条 やまなし県民文化祭地域フェスティバル(以下「地域フェスティバル」という。)を開催し、運営するためにこの規程を定める。

(事業の内容)

- 第2条 地域フェスティバルは、次のとおりとする。
 - (1) 地域文化イベント 団体、個人が行う舞台・展示・発表・ワークショップなど、文化芸術に関するイベント
 - (2) 地域文化芸術活性化イベント
 - (1)に当てはまり、さらに文化芸術の活性化や、次世代への継承、地域振興、世代・団体等の枠を超えた交流の促進等の公益的な目的を、新たな取り組みにより達成しようとするイベント
 - (3) 市町村文化イベント 市町村の特色を生かし、市町村文化活動の活性化に繋がる市町村文化祭、市町村文化協 会発表会などのイベント
 - (4) 特別事業 やまなし県民文化祭実行委員会が実施する、特別な目的を達成するためのイベント

(事業の条件)

- 第3条 前条(1)~(3)により実施する事業は、次の条件を満たすものとする。
 - (1) 県内事業実施者により主体的・自立的に実施されるもの
 - (2) 地域における文化芸術の活性化や特色ある地域文化の振興・継承に寄与するもの
 - (3) 事業が一般の人に公開され、多くの集客が見込めるもの
 - (4) 事業の内容が県民文化祭の趣旨に沿うもの
 - (5) 事業の実施に当たって、事故防止対策、公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられるもの
 - (6) 宗教的、政治的、商業的宣伝意図のないもの
 - (7) 営利、チャリティを主たる目的としないもの
 - (8) 暴力団またはこれに準じる団体が関わっていると認められないもの

(事業の申請及び決定)

- 第4条 事業実施者は、6月末日までに「やまなし県民文化祭地域フェスティバル実施計画書」 (様式1)をやまなし県民文化祭地域フェスティバル運営委員会(以下「運営委員会」という。) に提出しなければならない。ただし、第2条(3)市町村文化イベントについては、別の様式をもって代えることができる。また、第2条(4)特別事業については、第4条から第6条のの対象とならない。
- 2 運営委員会は、事業内容、予算等を審査し、「事業の内容」及び「事業の条件」を満たすものをやまなし県民文化祭地域フェスティバル事業として決定し、事業実施者に文書で通知する。ただし、第2条(3)市町村文化イベントについては、これを省略することができる。
- 3 2で決定された事業のうち、補助金交付希望のあるものについては、補助金交付対象事業及

び内示額を決定し、併せて事業実施者に文書で通知する。

この場合において、運営委員会は、補助金交付希望額の総計が予算を上回る場合には、前条

- (1)~(3)により優先順位を付け補助金交付対象事業及び内示額を決定するものとする。
- 4 次のいずれかに該当するものは、補助金交付対象事業としない。
 - (1) 市町村(一部事務組合含む)主催のもの
 - (2) 国または地方公共団体等から助成金、補助金を受けているもの
 - (3) 第2条(3) 市町村文化イベントに該当するもの
- 5 やまなし県民文化祭地域フェスティバル事業として決定された事業実施者(団体)は、 次の名称を使用するものとする。

「第〇回やまなし県民文化祭地域フェスティバル」

(実施報告)

第5条 事業実施者は、当該事業が終了した後、速やかに「やまなし県民文化祭地域フェスティバル事業実施報告書」(様式2)を提出する。ただし、第2条(3)市町村文化イベントについては、別の様式をもって代えることができる。

(事業の支援)

- 第6条 運営委員会は事業実施者に対し次の支援をする。
 - (1) 広報
 - (2)補助金の交付。ただし、第4条第3項により補助金交付対象事業とする旨を決定した事業に限る。手続きについては、別に定める補助金交付要綱による。
 - (3) 助言、調整

(開催期間)

第7条 原則として6月から翌年2月にかけて実施する。

(開催地)

第8条 県内各地とする。

(リスク負担)

第9条 開催事業において発生する事故等のリスクは、事業実施者が負う。

付則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。